

八王子市条件付一般競争入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市（以下「市」という。）が発注する修繕、設計等委託、業務委託、役務、賃貸借、物品購入及び売払（以下「修繕等」という。）の入札のうち、八王子市契約事務規則（昭和39年八王子市規則第9号。以下「規則」という。）第5条第1項に基づく特別な資格を定めて行う入札（以下「条件付一般競争入札」という。）について、他に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 条件付一般競争入札の対象とする修繕等は、1件の予定価格が次の表のとおりとする。

契約の種類	予定価格
1 備品以外の修繕	1件200万円超
2 設計、測量又は地質調査の委託	1件700万円以上
3 前号に掲げるもの以外の委託	1件1,000万円以上
4 役務、賃貸借、物品購入、売払、備品の修繕	1件2,000万円以上

2 前項の規定にかかわらず、修繕等の性質又は目的が条件付一般競争入札に適さない場合については、指名競争入札によることができる。

3 第1項の表中に該当しない修繕等であっても、修繕等の性質又は目的から市長が適当と認めたものについては、条件付一般競争入札の対象とすることができる。

第3条 削除

(参加資格)

第4条 条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

- (1) 八王子市競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、発注案件と同じ業種又は営業種目に登録を行っている者
- (2) 第2条に係る修繕等の受注において、履行する上で必要となる法令等の規定に基づく許可又は登録を受けている者
- (3) 八王子市競争入札等参加有資格者指名停止措置要領（平成7年9月1日施行。以下「指名停止措置要領」という。）による指名停止を入札参加申請期限日又は開札日に受けていない者
- (4) 八王子市の契約からの暴力団等排除措置要綱（平成23年4月1日施行。以下「暴力団等排除措置要綱」という。）に基づく入札参加排除措置を入札参加申請期限日又は開札日に受けていない者
- (5) 第2条第1項の表中第1号の修繕の業種に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の2第3第1項に規定する経営事項審査を受けており、その有効期限が切れていない者
- (6) 既発注案件において不誠実な行為のない者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が対象案件ごとに特に必要と定める参加資格を満たしている者

2 前項第7号に定める参加資格の設定において、規則第5条第2項に規定する契約については、八王子市一般及び指名競争入札業者選定委員会の審議を経て決定する。

(公告)

第5条 条件付一般競争入札に付す修繕等は、市役所前の掲示板において公告するとともに、その内容を東京電子自治体共同運営電子調達サービスに掲載するものとする。

(参加資格の喪失)

第6条 市長は、入札参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、条件付一般競争入札に参加させてはならない。

- (1) 地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当するに至ったとき。
- (2) 指名停止措置要領による指名停止を受けるに至ったとき。
- (3) 暴力団等排除措置要綱による入札参加排除措置を受けるに至ったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第5条に基づく公告において求めた参加資格要件を満たさなくなったとき。

(参加資格のない者が行った入札)

第7条 参加資格のない者が行った入札書は、無効とする。

(設計図書の貸与等)

第8条 市長は、入札参加者に対し、設計図書等を貸与する。

2 入札参加者は、設計図書等に疑義が生じたときは、質問をすることができる。

(入札保証金)

第9条 入札参加者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金を免除する。

(入札の実施及び公表等)

第10条 条件付一般競争入札は、電子入札により執行する。

- 2 入札参加者及び入札参加者数の事前公表は行わない。
- 3 入札参加者が2者未満となった場合は、入札を中止することができる。
- 4 入札結果は、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの電子入札サービスにより通知する。
- 5 入札経過調書は、第2条第1項の表中第1号及び第2号に該当する修繕等にあつては、東京電子自治体共同運営電子調達サービスに掲載し、第2条第1項の表中第3号及び第4号に該当する修繕等にあつては、契約資産部契約課で閲覧に供するとともに、東京電子自治体共同運営電子調達サービスに掲載する。
- 6 電子入札の実施については、別に定める。

(参加資格の審査)

第11条 市長は、条件付一般競争入札の開札後に、当該入札の落札予定者となった者から次の書類の提出を求め、第4条第1項各号に定める参加資格について審査する。

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) その他市長が特に必要と認める書類

- 2 前項の審査の結果、落札予定者が参加資格を満たしていないと認めたときは、その入札を無効とし、次順位者を落札予定者とする。入札参加資格の確認は落札者が確定するまで行う。
- 3 市長は、前項の審査により、参加資格を満たしていないと認めた落札予定者から、その理由について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(落札者の決定)

第12条 落札予定者は、前条に定める参加資格の審査に合格した場合に、落札者となる。

(その他)

第13条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年(2023年)10月1日から施行し、同日以後に公告をする条件付一般競争入札について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年(2024年)4月1日から施行し、同日以後に公告をする条件付一般競争入札について適用する。

附 則

この要綱は、令和7年(2025年)4月1日から施行し、同日以後に開札をする条件付一般競争入札について適用する。

附 則

この要綱は、令和7年(2025年)9月1日から施行し、同日以後に開札をする条件付一般競争入札について適用する。